

第8課 地方自治

日本は一応、中央集権国家に分類されると考えてよいが、それでも憲法が一定の範囲内で地方の自治を保証している。地方の政治は、国の政治の基礎となるものであるので、地方の自治は民主主義にとって極めて重要なものである。そのため、日本国憲法は特に4か条を設けて、国会の立法によって奪うことのできない地方自治の原則を保障し、地方自治を担当する地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方に任せはしないものの、「地方自治の本旨に基づいて」法律でこれを定める、としている。つまり、地方公共団体の組織や運営に関しては国会が法律で定める訳であるが、「地方自治の本旨」に反するような立法をすれば、それは、憲法に反することになるのである。

地方自治の本旨とは、その地方の住民のことはその地方の住民が決める、という自己統治、すなわち「住民自治」と、地方の政治事務が、その地方の住民で構成され、国家からは一応独立した団体によって運営されるという「団体自治」の組み合わせである。

憲法の規定を受けて、地方自治に関する定めを置いているのが**地方自治法**である。この法律に基づき、日本の地方公共団体は、**普通地方公共団体**と**特別地方公共団体**が存在する。

普通地方公共団体は、2段階になっており、**都道府県**と**市町村**である。規模としては都道府県のほうが大きな地域・人口を有する訳であるが、各都道府県の地域の中に存在する市町村は、都道府県の下部機関ではなく、独立した個別の地方公共団体であり、都道府県との間で支配服従関係にはない。

どの地方公共団体にも、議決機関としての**議会**と、執行機関としての**長**が存在し、国のレベルでいう立法府と行政府の関係に似ているが、国が議院内閣制、つまり執行機関の長を議決機関から選ぶ制度を採っているのに対し、地方公共団体の長は、議会の議員とは別個に住民の直接選挙で選ばれ、議会からの独立性が強い点でむしろ大統領制に似ているといえる。

地方公共団体は、法律の範囲内で自らの管轄において適用される法規範を制定することができる。これを「条例」といい、裁判に際しては、普通の法律と同じように適用される。

1 重要語句

a 地方自治法

地方自治の制度を保障した憲法の規定を受けて、地方自治に関する基本的事項を定めているのが地方自治法である。その他、地方自治に関係する重要な法令としては、地方財政法、地方公務員法などがある。ただし、選挙に関する事項については、その多くの部分を、公職選挙法が国家公務員と地方公務員とを一括して定めている。

b 普通地方公共団体・都道府県・市町村

地方自治法により、普通地方公共団体は都道府県と市町村とされている。都道府県は合計47個（東京都、北海道、大阪府、京都府のほか、43の県がある。）あり、これらで日本の全面積をカバーしている。市町村はどれもいずれかの都道府県の中に存在するわけであるが、要するに普通の都市、町、村などのことである。

c 特別地方公共団体

普通地方公共団体とは違った特殊な事情により設置される公共団体で、性質の違う様々なものを含むが、例として、東京都の「区」が一種の特別地方公共団体である。

d 議会と長

本文にあるように、日本の地方公共団体は、いずれもある種大統領制に似た制度をとっている。議会は、国のそれと違って一院制であり、執行機関は合議体ではなく、選挙で選ばれる長の単独制である。長は都道府県の場合には「知事」と呼ばれ、市町村の場合にはそれぞれ、「市長」、「町長」、「村長」という。

e 条例

地方公共団体は法律に反しない限度で条例を定めることができ、現に各地方公共団体では様々な条例を定めている。条例には法律の定める限度内で罰則を設けることもできる。まれに条例の定めが憲法や法律に違反しているかいないかが裁判で問題になることがあり、過去には条例の定めが憲法や法律に反して無効である、とされたこともある。